

北海道生物の多様性の保全等に関する条例に基づく 「指定餌付け行為」の指定について

1 経緯

- 平成25年3月に制定した「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」において、生物の多様性に影響を及ぼす野生鳥獣への餌付け行為を、「指定餌付け行為」に指定して禁止することを規定。平成26年3月には、「指定餌付け行為の指定等に係る事務取扱要領」を作成。
- 近年、知床地域において、観光客等によるヒグマへの餌やりが問題化。
- こうした行為は、人身被害を生じるおそれがあるほか、ヒグマが人に過度に接近することで、あつれきを生じさせ、結果的に「問題グマ」として排除に至るため、地域個体群の維持だけではなく地域の生物の多様性に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為であることから「指定餌付け行為」に指定し禁止するもの。

2 指定の内容

(1) 名称 : 北海道ヒグマ指定餌付け行為

(2) 指定の対象となる鳥獣の種類 : ヒグマ

(3) 指定の対象となる区域 : 北海道全域

※ ヒグマへの餌やりは主に知床地域で問題となっているが、ヒグマは全道に生息し、他の地域でも同様の行為が行われた場合は人身被害を生じるおそれが高く、地域の生物多様性に著しい影響を及ぼすおそれがあることから、北海道全域とする。

(4) 指定する餌付け行為

- ・ヒグマに餌を与える行為
- ・ヒグマに餌を与えることを目的として餌を撒き、又は放置する行為

※ 現に、生物の多様性に著しい影響を及ぼすおそれがあるものとして問題となっていることや、それに伴う人身事故の危険性が高いことなどを勘案し、特に緊急性が高い行為について指定し規制。

(5) 指定する期間 : 平成27年(指定の日)から当分の間(終期を定めず)

(6) 指定の理由

ヒグマへの餌付け行為は、人の生命又は身体に直接被害を与える危険性が高いヒグマの人への過度な接近を誘発することになり、このことは、ヒグマとの共存を困難にし、道内の生物の多様性に著しい影響を及ぼす行為と認められることから指定するもの。

3 違反者に対する措置

指定餌付け行為を行い、又は行おうとしている者、その他関係者に対し以下の措置を講じることができる。

- ① 条例に基づき任命する「生物多様性保護取締員」による、実施状況等の報告徴収、検査の実施、関係者への質問。
- ② 規程に違反した者又は検査を拒否した者等に対する行為の中止及び原状回復など必要な措置の勧告。
- ③ 正当な理由なく勧告に従わない場合における氏名等の公表。

4 指定による効果

- ・ 指定の告示を行いHP等で周知することで、餌付けが抱える多様な問題に対する道民の理解が深まり、より強い抑止効果を期待。
- ・ 指定餌付け行為を行う者に対し、条例に基づく行政指導が可能となり人身事故の未然防止を図るとともに、生物多様性への影響を回避。

5 参 考

(1) 根拠条文

北海道生物の多様性の保全等に関する条例（抜粋）

(指定餌付け行為の指定等)

第26条 知事は、道内又は道内の特定の地域における生物の多様性に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認める餌付け行為を、指定餌付け行為として指定することができる。

4 知事は、指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該指定の案を告示しなければならない。

(指定餌付け行為の禁止)

第27条 指定の対象となる区域においては、指定餌付け行為を行ってはならない。

北海道生物の多様性の保全等に関する条例施行規則（抜粋）

(指定餌付け行為の指定等)

第5条 条例第26条第2項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定の対象となる鳥獣の種類
- (2) 指定の対象となる区域
- (3) 指定する餌付け行為の内容
- (4) 指定する期間
- (5) 指定の理由

2 条例第26条第4項の規定による告示は、前項各号に掲げる事項について行うものとする。

指定餌付け行為の指定等に係る事務取扱要領（抄）

1 指定の要件

「鳥獣の生態系に被害を生じさせ、又はそのおそれのある餌付け行為」「人の生命もしくは身体に直接被害を与えるおそれのある餌付け行為」など6項目